

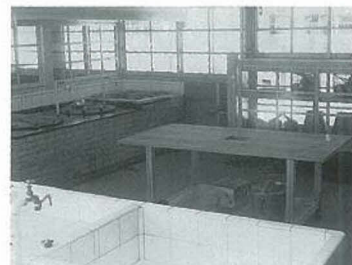
年号	年	月	主な学校給食年表(赤字:国関係)
昭和	33年	10月	「学習指導要領」が改訂され、学校給食がはじめて学校行事等の領域に位置づけられる
	39年	6月	国庫補助による最初の共同調理場建設(井原市・上道町)
	46年		学校給食用牛乳を生牛乳に全面移行
	51年	4月	政府米による米飯学校給食導入 米、輸入牛肉が文部大臣指定物資となる
	54年	11月	岡山市で米飯給食開始 (県内全市町村で米飯給食導入完了)
	55年	4月	米飯・めんの供給,原材料供給から製品供給に変更 調理場のドライ化始まる(55年:西備養護学校、56年:寄島町)
平成	元年	4月	「小学校学習指導要領」、「中学校学習指導要領」が改訂され、学校給食は、特別活動の中の「学級活動」に位置づけられる
	2年	4月	うどんの原料を強力粉から中力粉に変更
	6年		平成5年産米異例の作柄不良により学校給食に自主流通米を供給
	6年	8月~10月	異常渇水により高梁川下流11市町村で学校給食を中止、弁当持参、簡易給食等の措置が取られる
	8年		病原性大腸菌O157による食中毒発生
	9年	4月	「学校給食衛生管理基準」が定められる
	10年		学校給食用米を政府米から自主流通米に変更 小学校学習指導要領・中学校学習指導要領改訂
	12年		学校給食用米穀値引き措置廃止される。新食糧法の改正により都道府県学校給食会が米の直接購入が可能となる。
	17年	7月	食育基本法施行
	18年	1月	うどん用小麦粉を国産小麦粉に切替え
	18年	4月	最初の栄養教諭3名任用 (岡山市・倉敷市・鏡野町)
	19年	10月	岡山県学校給食会設立50周年
	20年	9月	津山市中学校給食開始
	21年	4月	改正学校給食法施行 学校における食育の推進を明確に位置付け・栄養教諭の役割を明記
	22年	4月	米粉パン「岡山っ子こめこパン」供給開始
	23年	4月	新学習指導要領小学校で全面实施
	23年	11月	岡山県学校給食100周年記念事業開催
	24年	4月	公益財団法人岡山県学校給食会として設立登記
25年	3月	岡山県食の安全・食育推進計画策定	
26年	4月	米粉めんの供給開始(ソフト麺・中華麺)	



児島郡灘崎小学校のユニセフ給食 昭和24年



昭和25年
コッパン・ミルク(脱脂粉乳)・ポターージュ
コロツケ・せんキャベツ・マーガリン



昭和25年頃の給食室



昭和27年
コッパン・ミルク(脱脂粉乳)
鯨肉の竜田揚げ・せんキャベツ・ジャム



昭和28年頃の洗浄機



学校給食法第2条 学校給食の目標

- ①適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ②日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであるということについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

食育推進にむけての提案

公益財団法人
岡山県学校給食会

URL: /WWW.ogk.or.jp/